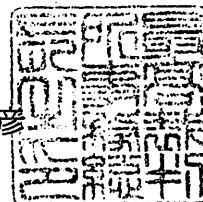


令和元年7月11日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



### 理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問の要旨

苦情申出人は、岐阜地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、本件において開示を求めた司法行政文書（以下「本件開示対象文書」という。）中で言及されている事案については、その相当部分が主任弁護人である金岡繁裕弁護士によりインターネット上で公開されていることから、不開示部分の全部が不開示情報に相当するとはいえない旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

平成31年3月14日付け司法行政文書開示請求書のとおり

##### (2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、令和元年6月7日付で、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件開示対象文書の不開示部分のうち、開廷年月日（期日）、事件名、事件番号、被告人氏名、審理予定並びに裁判長及び所長の印影については、行

政機関情報公開法第5条第1号に規定する不開示情報（個人識別情報）に相当し、同号ただし書に相当する事情はない。また、その他の不開示部分には、警備の具体的な内容、警備を必要とする理由、警備計画の立案に必要な具体的な事情等、法廷等の秩序維持のために実施する警備の具体的な事項が記載されており、これらの情報を公にすると、同種の事案に対する裁判所の対応を推測させる結果となり、今後の裁判所の警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同法第5条第6号に規定する不開示情報に相当する。

イ 苦情申出人は、本件開示対象文書中で言及されている事案について、主任弁護人として守秘義務を負っている金岡繁裕弁護士がその相当部分をインターネット上で公表している旨を指摘している。しかし、当該インターネット上の公表は、裁判所及び苦情申出人以外の第三者が自身の認識を記載したものにすぎず、これらに掲載されている情報をもって直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものということはできない。また、第三者がインターネットで公表していたとしても、不開示部分を公にすることにより、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることに変わりはないから、苦情申出人の主張はいずれも失当である。

ウ したがって、原判断は相当である。